

## 鳥取県告示第505号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年10月4日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年8月13日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成22年8月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 鳥取ダルク

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

米澤 大

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

岩美郡岩美町牧谷645-4

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、薬物依存症をはじめとする依存症を抱える方、また、これに類する状態の方、及び、その家族に対して回復を支援し、薬物等の乱用予防に対する普及啓発、及び相談援助活動に関する事業を行い、広く健全な社会生活と地域福祉の増進に寄与することを目的とする。